

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和8年4月)に伴う
変更箇所

〔令和8年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響
北海道・東北	問4	<p>「機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である」という記述が「機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である」に改められた。</p> <p>これに伴い、「a」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。</p>
北海道・東北	問94	<p>a 従前、特定販売できる医薬品は、「一般用医薬品」と「薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)」であったが、これらに「要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)」が追加された。</p> <p>これに伴い、「a」の正誤は逆転し、当該問題は成立しない。</p> <p>※「特定要指導医薬品」は、薬剤師による対面による販売が義務づけられているため、特定販売ができない。</p>
北海道・東北	問96	<p>「濫用等のおそれのある医薬品」規制が廃止され、代わりに「指定濫用防止医薬品」規制が新設された。</p> <p>これに伴い、当該問題は成立しない。</p>
北関東・甲信越	問16	北海道・東北問96と同じの理由で、当該問題は成立しない。
南関東	問28	<p>a 「線毛を有し粘液を分泌する細胞」という記述が「線毛を有する細胞と粘液を分泌する細胞」に改められた。</p> <p>このように読み替えた場合、当該問題は成立する。</p>
南関東	問43	<p>d 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物は医薬品であり、「これに該当するものとして、やせ薬を標榜したものの等、無承認無許可医薬品が含まれる」という記述が削除された。</p> <p>しかしながら、当該記述は「医薬品」の該当性に関する通常の解釈であるため、当該記述がなくても当該問題は成立すると考えられる。</p>

南関東	問 5 6	c 「薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真」という記述が「 <u>薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)</u> 又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
北陸・東海	問 8 2	a 「対面」という記述が「対面 <u>等</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。 ※対面等の「等」とは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤もしくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものをいう。
北陸・東海	問 9 6	北海道・東北問 9 6 と同じの理由で、当該問題は成立しない。
北陸・東海	問 1 1 1	3 「医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについては、承認条件として承認後の一定期間(概ね 3 年)、安全性に関する使用成績の調査及び調査結果の報告が求められている」という記述が「医療用医薬品で使用されていた有効成分を <u>OTC 医薬品</u> で初めて配合したものについては <u>要指導医薬品に指定され</u> 、承認条件として承認後の一定期間(概ね 3 年)、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
関西・福井	問 8 2	d 南関東問 4 3 の「d」と同じの理由で、当該問題は成立すると考えられる。
中国・四国	問 5 7	北海道・東北問 9 6 と同じの理由で、当該問題は成立しない。
九州・沖縄	問 4 1	ウ 北陸・東海問 1 1 1 と同じ理由で、当該問題は成立する。
九州・沖縄	問 1 1 5	4 「特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限」という記述が「特定販売を行う薬局製造販売医薬品、 <u>要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)</u> 又は一般用医薬品の使用期限」に改められた。
九州・沖縄	問 1 1 6	北海道・東北問 9 6 と同じの理由で、当該問題は成立しない。

北海道・東北

問 93

正答 4

★★★

○薬局又は店舗の見やすい位置に、以下の事項を掲示しなければならない。

【薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項】

- ①許可の区分の別
- ②開設者等の氏名又は名称、許可証の記載事項
- ③管理者の氏名
- ④勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務
※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者のこと
- ⑤取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- ⑥薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- ⑦営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申込みを受理する時間
- ⑧相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

【薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品及び指定濫用防止医薬品の販売制度に関する事項】

- ①要指導医薬品等の定義及びこれらに関する解説
※「要指導医薬品等」とは、要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品のこと
- ②要指導医薬品等の表示に関する解説
- ③要指導医薬品等の情報の提供及び指導に関する解説
- ④薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列に関する解説
- ⑤要指導医薬品の陳列に関する解説
- ⑥指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- ⑦指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品

の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

- ⑧一般用医薬品の陳列に関する解説
- ⑨指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説
- ⑩指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- ⑪医薬品による健康被害の救済制度に関する解説
- ⑫個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- ⑬その他必要な事項

問 94

正答 1

★★★

- a 薬局開設者は、以下の医薬品を特定販売することができる。
- ①要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)
 - ②一般用医薬品
 - ③薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)
- b 薬局開設者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合には、**特定販売を行う当該薬局**に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を販売しなければならない。
- c, d 正

北関東・甲信越

問 7

正答 5

★★★

○医薬品の直接の容器等には、以下の事項が記載されていないなければならない。〈法第 50 条〉

- ①製造販売業者等の氏名又は名称及び住所
- ②名称(日本薬局方に収載されている医薬品では日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称)
- ③製造番号又は製造記号
- ④重量、容量又は個数等の内容量
- ⑤日本薬局方に収められている医薬品については「日本薬局方」の文字等

- ⑥「要指導医薬品」の文字
- ⑦一般用医薬品のリスク区分を示す字句
- ⑧日本薬局方に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量
- ⑨誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品(殺虫剤等)における「注意－人体に使用しないこと」の文字
- ⑩適切な保存条件の下で 3 年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限
- ⑪配置販売品目以外の一般用医薬品にあつては、「店舗専用」の文字
- ⑫指定第二类医薬品にあつては、枠の中に「2」の数字
- ⑬指定濫用防止医薬品にあつては、内容量が規制数量以下のものは「要確認」の字句、その他のものは「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句
 ※これらの字句が外部の容器等に記載されているときは、直接の容器等に記載されていることを要しない。
- ⑭日局に収載されている医薬品(日局の基準に適合しないものであつて、性状または品質について適正なものとして承認を受けたものに限る)における有効成分の名称及びその分量

問 17 正答 1 ★★★

- a 正 特定販売を行うことについてホームページ広告をするときは、「特定販売に伴う事項」として、以下の事項を当該広告に見やすく表示しなければならない。
 - ①薬局又は店舗の主要な外観の写真
 - ②薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
 - ③現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名
 ※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者のこと
 - ④開店時間と特定販売を行う時間が異なる

場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間

- ⑤特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)又は一般用医薬品の使用期限
- b 特定販売を行う場合には、特定販売を行う当該薬局又は店舗に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を販売しなければならない。
- c 正

南関東

問 56 正答 5 ★★★

- a 特定販売を行う場合には、当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売又は授与しなければならない。
- b 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)、第一類医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示しなければならない。
- c 正 [P228 問 17 の a 参照]
- d 正

関西広域連合・福井

問 98 正答 3 ★★★

- a 店舗販売業者は、特定販売を行う場合には、当該店舗に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を販売しなければならない。
- b, c 正
- d 正 薬局開設者は、以下の医薬品を特定販売することができる。
 - ①要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)
 - ②一般用医薬品
 - ③薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)